

議案第 15 号

瑞穂町商工業振興推進協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

瑞穂町商業協同組合の解散に伴い、委員の構成を変更するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町商工業振興推進協議会条例の一部を改正する条例

瑞穂町商工業振興推進協議会条例（令和 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「1 人」を「2 人以内」に改め、同条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にその職にある委員の任期は、この条

例による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

瑞穂町商工業振興推進協議会条例 新旧対照表

新	旧
第1条及び第2条 略 (組織) 第3条 略 (1)から(3) 略 (4)瑞穂町商工会商業部会の代表者 <u>2人以</u> <u>内</u> <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 第4条から第11条 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例の施行の際、現にその職にある委員の任期は、この条例による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>	第1条及び第2条 略 (組織) 第3条 略 (1)から(3) 略 (4)瑞穂町商工会商業部会の代表者 <u>1人</u> <u>—</u> <u>(5)瑞穂町商業協同組合の代表者 1人</u> <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 第4条から第11条 略